

下水道の使用料などを改定

市は、下水道事業の経営基盤を強化するため、6月算定分から、下水道使用料を下表①のとおり改定します（上石津地域は除く）。改定となるのは、1か月分の使用水量が10m³を超えた場合に適用される従量単価で、基本使用料は従来どおりです。

また、井戸水などを使用している一般家庭の認定水量を、使用実態を踏まえて、下表②のとおり改定します。

下水道は、快適な生活環境を支える重要な施設です。市は、今後も、効率的な運営を図りながら安定したサービスに努めますので、使用料の改定にご理解をお願いします。

詳しくは、水道課（内線574～576）へ。



【①下水道使用料】 ※消費税などを含んだ1か月分の料金

使用料区分	現行	6月算定分から
基本使用料	1,050円	1,050円
従量使用料	11～100m ³	99.75円/m ³ → 106.05円/m ³
	101m ³ ～	115.5円/m ³ → 123.9円/m ³

【②認定水量】 ※井戸水などを使用している一般家庭

使用人数	現行	6月算定分から	備考
1人	14m ³	12m ³	認定水量を表①にあてはめて、下水道使用料を算定
2人	21m ³	19m ³	
3人	27m ³	24m ³	
1人増すごとに	5m ³	4m ³	

案内

アクア・トトぎふ 入館料半額キャンペーン

世界淡水魚園水族館「アクア・トトぎふ」(各務原市)は、入館者数400万人達成の謝恩企画として、2月2日(土)から11日(月・祝)まで、入館料を半額にするキャンペーンを行います。

なお、開館時間は、午前9時30分から午後5時(土・日・祝日は午後6時)まで。最終入館は、1時間前までです。

詳しくは、同水族館(☎0586-89-8200)へ。



更新手続きを！

所得税の電子申告などの手続きができる公的個人認証サービス——。

このサービスに必要な電子証明書の有効期間は、3年間です。住民基本台帳カードのIC機能に電子証明書を登録している人は、登録時にお渡しした「電子証明書の写し」に記載されている有効期限を確認のうえ、更新手続きを行ってください。

なお、更新の手続きは、有効期限の3か月前からできますが、有効期間は更新日から3年間となります。

また、新規登録も随時、受け付けています。

◆手続き方法／平日の午前9時～午後5時に、顔写真付きの公的な身分を証明できるもの(住民基本台帳カード、運転免許証、パスポートなど)を持参し、窓口サービス課または上石津・墨俣地域事務所へ

◆手数料／500円

◆問合せ／同課住民登録係(内線444・445)へ



新規登録も随時受付中！

産業別最低賃金の改正

岐阜労働局は、産業別最低賃金(時間額)を12月21日から、次のとおり改正しました。

①電子関連製造業=785円
②自動車関連製造業=823円
③航空機関連製造業=873円

詳しくは、岐阜労働局賃金室(☎058-245-8104)へ。

源泉所得税(7～12月分)の納付は、1月21日までに

源泉所得税には、半年分をまとめて納付する「納期の特例」があります。この承認を受けている事業所は、7月から12月までに源泉徴収した所得税を1月21日までに納付してください。

詳しくは、大垣税務署(☎78

償却資産の申告は1月31日までに

平成25年1月1日現在、市内で会社・工場・商店などを営んでいる事業主や、アパート・駐車場などを貸し付けている人は、その事業のために所有している構築物・機械・車両(自動車税および軽自動車税が課税されていない大型特殊自動車)・器具備品などの償却資産について1月31日までに、課税課に申告してください。

なお、インターネットを利用して申告ができる「eLTAX(地方税ポータルシステム)」もご利用ください。

詳しくは、同課償却資産係(内線362・363)へ。

寺町界限 墨俣町墨俣 ※建物内部は非公開



半径100mの範囲内に、6つの寺院が建ち並んでいる墨俣の寺町。寺院の多くは、江戸時代にこの地に移転したもので、美濃路の墨俣宿とも関係が深く、歴史の歩みを感じさせてくれます。

また、本正寺には、脇本陣の門が明治時代に移築されており、山門として今に残されています。

清水家住宅 赤坂町2966-1 ※建物内部は非公開



享保15年(1730年)建築とされる中山道の赤坂宿内でも最古級の建物。2階の軒高が低い「途子二階」と呼ばれる町屋の技法が採られており、南面1階はほぼ全面に格子が入れられています。

なお、昨年11月16日、市は、所有者からこの住宅の寄贈を受けました。

景観遺産

市が指定した「大垣市景観遺産」60件の魅力を順次、紹介していきます。

所得税・消費税・贈与税の申告会場を開設

とき 2/18(月) ▶ 3/15(金)

ところ 市民会館3階 大会議室ほか



問合せ：大垣税務署(☎78-4101 自動音声案内2番を選択)へ

大垣税務署は、平成24年分の所得税・消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します。

※とき／2月18日(月)～3月15日(金)の平日 午前9時～午後5時 ※申告書の作成には時間を要しますので、午後4時までにお越しください

※ところ／市民会館3階大会議室ほか ※期間中、税務署には申告会場を設けていません

◆持ち物／源泉徴収票(原本)、社会保険料・生命保険料・地震保険料控除などに必要な書類(保険料の証明書など)、医療費控除に必要な書類(医療費支払領収書、医療費の補てんを受けた金額が分かる書類など)、申告者本人名義の口座番号が分かるもの、印鑑、筆記具、電卓など

税理士による無料税務相談

※とき／2月18日(月)～27日(水)の平日 午前10時15分～午後4時45分 ※受付は原則午後4時まで

※ところ／イオンタウン大垣EAST棟2階コミュニティホール(三塚町)

※内容／税理士による所得税(譲渡所得を除く)と消費税についての無料相談

ご利用ください!! 国税庁HPと「e-Tax」

申告などの各種様式は、国税庁HPからダウンロードすることができます。

申告などの各種様式は、国税庁HPからダウンロードすることができます。



また、国税庁HPの「確定申告書作成コーナー」では、画面に従い必要項目を入力するだけで、確定申告書を簡単に作成・印刷することができます。

さらに、「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」を利用すれば、確定申告などの手続きがインターネットを通じて行え、とても便利です。

確定申告書を郵送で提出する場合は

申告者の住所・氏名・電話番号・生年月日を必ず記入し、押印のうえ、郵送してください。

なお、控えに税務署の收受日付印が必要な人は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

◆郵送先／大垣税務署(〒503-8556 丸の内2-30)

住宅借入金等特別控除説明会

※対象／返済期間10年以上の住宅ローンなどを利用して住宅を新築・購入し、平成24年中に入居した人(家屋が認定長期優良住宅の場合は、住宅ローンなどを利用していない人も含む)

※とき／2月13日(水)・14日(木) 午前9時～11時30分、午後1時～4時

※ところ／市民会館3階大会議室

◆持ち物／源泉徴収票(原本)、住民票の写し、土地・家屋の登記事項証明書などの書類、契約書など取得金額が分かる書類の写し、住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書、申告者本人名義の口座が分かるもの、印鑑、筆記具、電卓など ※認定長期優良住宅の場合は、長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し、住宅用家屋証明書または認定長期優良住宅建築証明書も必要

◆備考／当日、会場で申告書の提出も可。内容によっては控除が受けられない場合あり。住宅資金に係る贈与税の申告の説明もあり



市・県民税の申告受付

市は、市・県民税の申告受付を次のとおり行います。

なお、申告書は、「申告書の書き方」や前年の申告書の控えなどを参考に、ご自分で作成し、早めに提出してください。

※とき／2月18日(月)～3月15日(金)の平日 午前8時30分～午後5時

※ところ／市役所4階大会議室 ※期間中、課税課には申告会場を設けていません

◆問合せ／課税課市民税係(内線344～347)へ

市・県民税の出張申告受付

とき	ところ
2/5(火)・6(水)	西部研修センター
2/7(木)・8(金)	墨俣地域事務所
2/13(水)・14(木)	子育て総合支援センター
2/21(木)・22(金)	中川地区センター
2/26(火)～3/1(金)	赤坂総合センター
3/5(火)～8(金)	上石津地域事務所
3/13(水)	情報工房

市・県民税の申告書を郵送で提出する場合は

申告者の住所・氏名・電話番号・生年月日を必ず記入し、押印のうえ、郵送してください。

◆郵送先／大垣市役所課税課(〒503-8601 丸の内2-29)

年間納付済額のお知らせを郵送

国民健康保険料 後期高齢者医療保険料 国民年金保険料

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料

市は、国民健康保険料および後期高齢者医療保険料を普通徴収で納めた人に、申告に必要な年間納付済額のお知らせを、1月下旬にそれぞれ郵送します。

なお、保険料の納付方法によって、申告に必要な書類は、右表のとおり異なります。

◆国民健康保険料について詳しくは、窓口サービス課国民健康保険係(内線452～455)へ。

◆後期高齢者医療保険料について詳しくは、同課医療給付係(内線484～487)へ。

納付方法	申告に必要な書類
年間を通じて、普通徴収(窓口や口座振替で納付)	市が発行する納付済額のお知らせ
普通徴収と特別徴収の併用	市が発行する納付済額のお知らせと、日本年金機構や共済組合などが発行する年金の源泉徴収票
年間を通じて、特別徴収(年金天引きで納付)	日本年金機構や共済組合などが発行する年金の源泉徴収票

国民年金保険料

日本年金機構は、申告に必要な国民年金保険料の年間納付済額のお知らせを、昨年11月に郵送済みです。

ただし、10月1日以降に初めて納めた人には、2月上旬に郵送します。

◆国民年金保険料について詳しくは、大垣年金事務所(☎78-5166)へ。